

6 税 金

(1) 所得税、市・県民税に関する所得控除

所得税、市・県民税の計算の基礎となる所得から控除が受けられる場合があります。控除の種類や要件は次の窓口で直接お尋ねください。

- ◆窓 □ 【所得税】 松本税務署（電話 0263-32-2790 音声案内）
【市・県民税】 税務課 市民税係（内線：1132～1134）

(2) 自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

障がい者が、4月1日現在又は新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車について、税の減免が受けられる場合があります。

※減免には、障害程度の区分等の要件及び減免申請できる期限があります。また、同一生計証明書等が必要となる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

- ◆窓 □ 【自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）】
中信県税事務所（電話：0263-40-1905）
【軽自動車税（種別割）】
税務課 市民税係（内線：1133・1134）

(3) 利子等の非課税

- ◆内 容 一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した小額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。
※郵政民営化法の施行前に障がい者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。
- ◆対 象 者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方
・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方
- ◆窓 □ ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社などの金融機関